第四十四条の二第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に、「市町村」を「都道府県又は市町村（以下この条において「都道府県等」という。）」に、「額（」を「費用（」に、「保育料」を「療育の給付等の費用」に改め、「扶養義務者」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）」を加え、同条第二項及び第三項中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に、「保育料」を「療育の給付等の費用」に、「市町村」を「都道府県等」に改め、同条を第四十四条とする。

第六章中第四十四条の三を第四十四条の二とする。

第四十四条の四中「第四十四条の六第一項」を「第四十四条の五第一項」に改め、同条を第四十四条の三とし、第四十四条の五を第四十四条の四とし、第四十四条の六から第四十四条の八までを一条ずつ繰り上げる。

第四十五条の三第三項及び第八項中「の市長」を「の長」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第二条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二条」を「・第二条」に改める。

第二条を削り、第一章中第一条の二を第二条とする。

第六条第二項第二号中「社会福祉法」の下に「（昭和二十六年法律第四十五号）」を加える。

第十三条中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

（児童虐待の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の四十九の二第一項第三十二号を同項第三十四号とし、同項第二十号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十九号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　児童福祉法第三十四条の十九及び第三十四条の二十第二項の規定による養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項第十八号を同項第十九号とし、同項第十五号から第十七号まで を一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「及び」を「、第七項及び第九項並びに」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第十二条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「設置」を「設置等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第六条の四第一号及び第二号の規定による研修に関する事務

（国有財産特別措置法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

一　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）第二条第二項

二　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第五項第七号ハ

三　駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第七条第一項第一号ハ

四　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項ハ(4)

五　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第一号

六　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第九十六条第二号及び第三号

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

一　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第二条第九号

二　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条第七号

三　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第六条第六項第九号

四　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第六条第一号

五　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第五号

六　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）第十九条第一号及び第二十一条第一号

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センターその他これに類する施設」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第八条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「第十七条」を「第十八条」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第九条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第二項第八号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第十四条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附則第九条の表児童福祉法第五十六条第八項の項中「第五十六条第八項」を「第五十六条第七項」に改め、同表児童手当法第二十一条第一項の項を次のように改める。

児童手当法第二十一条第一項	その他これ に類する施設 、子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用その他これら

附則第九条の表児童手当法第二十一条第二項の項中「第五十六条第八項各号」を「第五十六条第七項各号」に、「又は第九項各号」を「又は第八項各号」に、「第五十六条第九項各号」を「第五十六条第八項各号」に改め、同表児童手当法第二十一条第一項の項を次のように改める。

児童手当法第二十一条第一項	場合又は同法第五十六条第七項若しくは第八項	場合若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により費用を徴収する場合又は子ども・子育て支援法施行令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項
	を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第七項若しくは第八項	若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）又は同法附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項